

2009年3月12日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

他部等の所管に属しない事項の調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について  
(答申)

2009年3月2日付けで諮問(第379号)された他部等の所管に属しない事項の調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

定額給付金事業は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものである。この定額給付金事業は市町村が実施する事業に対し国が補助金を交付することによりその推進を図るものとされている。

給付対象者は、平成21年2月1日において、次の要件のいずれかに該当する者である。

ア 藤沢市の住民基本台帳に記録されている者

イ 藤沢市の外国人登録原票に登録されている者のうち一定の要件に該当する者

次に定額給付金の申請・受給者は給付対象者ごとに次のとおりとする。

ア 住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主

イ 外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者

次に、子育て応援特別手当事業は、現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、緊急措置として支給するものであり、市町村が実施する事業に対し国が交付金を交付するものである。

支給対象者は平成21年2月1日において、「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、次の要件のいずれかに該当する者である。

ア 藤沢市の住民基本台帳に記録されている者

イ 藤沢市の外国人登録原票に登録されている者のうち一定の要件に該当する者

支給対象となる子は、世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子。以下「特別手当支給基礎児童」という。）が2人以上おり、かつ、特別手当支給基礎児童のうち第2子以降である就学前3学年の子（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子。以下同じ。）であって一定の要件に該当する者等である。

なお、定額給付金及び子育て応援特別手当ともに、所得制限は設けないこと

とした。

この事務の実施にあたり、両事務ともに住民基本台帳から世帯主、続柄、住所、氏名、生年月日が、外国人登録原票からは住所、氏名、生年月日等の情報が必要となる。

また、国からは制度の目的からも、迅速かつ正確な支給事務を求められているので、コンピュータによる処理が必要であると考ええる。

そこで今回は、①定額給付金及び子育て応援特別手当事業に必要な情報については、行政総務課が本人以外のもの（市民窓口センター）から収集する必要があること、②事務処理についてはコンピュータ処理による必要があることについて諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

定額給付金及び子育て応援特別手当ともに、支給対象者を把握し、また支給もれや過支給を防ぐため、あらかじめ世帯情報等を申請書に印字し給付（支給）対象者に郵送するものである。このため、本人以外である市民窓口センターから世帯情報等について収集する必要がある。

また、定額給付金及び子育て応援特別手当の目的は家計への緊急支援対策として、また景気対策としての経済効果を有するものであるため、世帯情報や外国人情報を目的外に利用する必要がある。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回の事務は全世帯が対象であり、通知すべき相手が多数であり、収集する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

また、本人あての通知書には、本人以外からの個人情報収集及び目的外利用について明記するものである。

(4) 利用する個人情報の項目

ア 住民基本台帳 住所、氏名、生年月日、続柄、世帯主名、住民日

イ 外国人登録 居住地、氏名(本名、通称名)、生年月日、続柄、世帯主名、住民日、在留資格、在留期間

(5) コンピュータ処理の必要性について

ア 定額給付金等事務にかかるコンピュータ処理

(ア) コンピュータ処理の必要性

この事務の実施にあたり、両事務ともに住民基本台帳から世帯主、住所、

氏名，生年月日が，外国人登録原票からは住所，氏名，生年月日，在留資格の情報が，また，本人から収集する情報として，振込先の口座情報及び代理人の住所・氏名が必要となるが，定額給付金については，対象は外国人を含め約17万6千世帯となり，子育て応援特別手当については，5千3百世帯となるものである。国からは制度の目的からも，迅速かつ正確な支給事務を求められているので，コンピュータによる処理が必要であると考える。

(イ) 安全対策

安全対策として，物理的に入退室を制限した区画内においてコンピュータ処理を行うとともに，当該区画への入退室について要員の制限を行い，個人情報保護に係る安全対策を実施する。

また，業務委託を実施する際は，条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定により必要な対策を義務づけ，実施状況の確認を行う。

イ 電子申請について

(ア) コンピュータ処理の必要性について

この事務の実施にあたり，窓口を24時間365日インターネット上で展開することにより，市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに，行政事務の効率化を進めることができることから，電子申請（コンピュータ処理）を行う必要がある。

この電子申請を利用するにあたり，利用者は，システムに本人の利用者情報を登録するとともに，利用の都度，自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には，利用者IDが交付され，本人が指定したパスワードと併せログインすることで，システムを利用することが可能となる。

(イ) 電子申請・届出システムで取扱う個人情報（申請書情報）について

電子申請で取扱う申請書情報は，住民基本台帳に記載のある者については，世帯主氏名，住所，世帯員氏名及び生年月日を，外国人登録原票に登録のある者については，住所，氏名及び生年月日を取り扱うとともに，両者に共通して金融機関の口座情報及びメールアドレスを追加する。

ア 申請書情報は，各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

イ データベースに格納された申請書情報は，申請先の業務担当者以外は参照・修正できない。

ウ 業務の担当者は審査等にあたり，担当事務の申請書情報を取り扱う。

エ システム利用者は，必要に応じ申請の審査状況等をシステムに照会できる。

(ウ) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号の神奈川県及び県内30市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されており、その内容について変更はない。

a ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

b 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件として、ICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退出管理を実施している。

c 管理基準等

管理基準として、「共同運営センター情報セキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいても同ポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

d 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

(6) 実施時期

平成21年4月予定

(7) 提出資料

- ア 定額給付金給付事業費補助金交付要綱
- イ 子育て応援特別手当交付金支給要領
- ウ システム概略図
- エ 個人情報取扱事務届出書
- オ スケジュール

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

定額給付金及び子育て応援特別手当ともに、支給対象者を把握し、また支給もれや過支給を防ぐため、あらかじめ世帯情報等を申請書に印字し給付（支給）対象者に郵送するものである。

また、定額給付金及び子育て応援特別手当の目的は家計への緊急支援対策として、また景気対策としての経済効果を有するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回の事務は全世帯が対象であり、通知すべき相手が多数であり、収集する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理の効率性が著しく損なわれる。なお、実施機関では、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図ることとしており、また、本人あての通知書には、本人以外からの個人情報収集及び目的外利用について明記することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア 定額給付金等事務にかかるコンピュータ処理

(ア) コンピュータ処理の必要性

この事務の実施にあたり、両事務ともに住民基本台帳から世帯主、住所、氏名、生年月日が、外国人登録原票からは住所、氏名、生年月日、在留資格の情報が、また、本人から収集する情報として、振込先の口座情報及び

代理人の住所・氏名が必要となるが、定額給付金については、対象は外国人を含め約17万6千世帯となり、子育て応援特別手当については、5千3百世帯となるものである。国からは制度の目的からも、迅速かつ正確な支給事務を求められている。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

(イ) 安全対策

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

物理的に入退室を制限した区画内においてコンピュータ処理を行うとともに、当該区画への入退室について要員の制限を行い、個人情報保護に係る安全対策を実施する。

また、業務委託を実施する際は、条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定により必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行う。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、定額給付金等事務に係るコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

イ 電子申請について

(ア) コンピュータ処理の必要性について

この事務の実施にあたり、窓口を24時間365日インターネット上で展開することにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、電子申請（コンピュータ処理）を行う必要がある。

この電子申請を利用するにあたり、利用者は、システムに本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者IDが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

(イ) システムの安全性について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号の神奈川県及び県内30市町村で利用する電子自治体共同運営

システムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されており、その内容について変更はない。

a ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

b 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件として、ICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退出管理を実施している。

c 管理基準等

管理基準として、「共同運営センター情報セキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいても同ポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

d 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、電子申請に係るコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上